

○内閣府
厚生労働省 令第九号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百一条及び第百二条並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第四十九条第三号の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十七年五月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

厚生労働大臣 尾辻 秀久

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年
内閣府 令第六号）の一部を次のように改正する。
厚生労働省

第四条第一号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、「第五項」の下に「又は第六項」

を加える。

第十一条第一項に次の一号を加える。

五 厚生年金保険法第四百十四条の六第四項若しくは第六十五条の三第四項又は確定給付企業年金法第百七条の二第四項若しくは第百七条の三第四項の規定により法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

第十一条第二項第一号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

様式第七号4. 報告者が法第2条第7項第1号イの業務を担当する加入者等に係る運用の状況の表及び同様式5. 給付の状況の表を次のように改める。

4. 報告者が法第2条第7項第1号イの業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用商品名	加入者数	個人別管理 資産総額	運用の方法 の種類	元本確保の 運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 人	円			
	企業型年金運用指図者数 人	円			

	個人型年金加入者数	人	円			
	個人型年金運用指図者数	人	円			
	合計	人	円			
	企業型年金加入者数	人	円			
	企業型年金運用指図者数	人	円			
	個人型年金加入者数	人	円			
	個人型年金運用指図者数	人	円			
	合計	人	円			
合計	企業型年金加入者数	人	円			
	企業型年金運用指図者数	人	円			
	個人型年金加入者数	人	円	-	-	-
	個人型年金運用指図者数	人	円			
	合計	人	円			

(備考)

1. 営業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する番号を記載すること。
3. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
4. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

5. 給付の状況

【企業型年金】

給付	営業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）
	男 人（ 人）	円（ 円）

	計	人 ()	人 ()	円 ()	円 ()
脱退一時金	男	人 ()	人 ()	円 ()	円 ()
	女	人 ()	人 ()	円 ()	円 ()
	計	人 ()	人 ()	円 ()	円 ()
計	男	人 ()	人 ()	円 ()	円 ()
	女	人 ()	人 ()	円 ()	円 ()
	計	人 ()	人 ()	円 ()	円 ()

【個人型年金】

給付	営業年度末の受給者数 (うち本年度の新規受給者数)		支給総額 (うち新規受給者への支給額)	
	男	人 ()	人 ()	円 ()
年金	女	人 ()	人 ()	円 ()
	計	人 ()	人 ()	円 ()
老齢				

給付金	一時金	男		女		計		
		人	(人)	人	(人)	
障害 給付金	年 金	男	人	(人)	円	(円)
		女	人	(人)	円	(円)
		計	人	(人)	円	(円)
	一時金	男	人	(人)	円	(円)
		女	人	(人)	円	(円)
		計	人	(人)	円	(円)
死亡一時金		男	人	(人)	円	(円)
		女	人	(人)	円	(円)
		計	人	(人)	円	(円)
		男	人	(人)	円	(円)

脱退一時金	女	人 ()	人 ()	円 ()
	計	人 ()	人 ()	円 ()
計	男	人 ()	人 ()	円 ()
	女	人 ()	人 ()	円 ()
	計	人 ()	人 ()	円 ()

様式第七号7. 法第2条第7項第1号への給付を受ける権利の裁定の件数の表を次のように改める。

7. 法第2条第7項第1号への給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】	【企業型年金】	【企業型年金】	【企業型年金】
男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計
【個人型年金】	【個人型年金】	【個人型年金】	【個人型年金】

男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計
【総計】	【総計】	【総計】	【総計】
男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計

(備考) 当該営業年度内の実績を記載すること。

様式第七号に次のように加える。

(法第 8 3 条第 2 項の規定による通知の状況)

10. 企業型記録関連運営管理機関が法第 8 3 条第 2 項の規定により行った個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等

運用関連運営管理機関名等	件	数	移換金額
--------------	---	---	------

		人	円
		人	円
計		人	円

(備考)

1. 当該営業年度内に法第 8 3 条第 1 項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への同条第 2 項の規定による通知の実績を記載すること。
2. 「運用関連運営管理機関名等」は、当該通知をした者に係る法第 2 条第 7 項第 2 号に掲げる業務を受託している運用関連運営管理機関名又は事業主名を記載すること。
3. 件数の多い順に記載すること。

様式第八号表面中「二十万円」を「五十万円」に改める。

附 則

この命令は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。